

建築基準法第12条第5項の規定に基づく
工事監理報告書（シックハウス対策関係）

下記のとおりシックハウス対策における建築工事の施工結果を報告します。
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事 殿

建築主

氏名

住所

電話

代表となる工事監理者

級建築士

登録第

号

氏名

級建築士事務所

登録第

号

会社名

住所

電話

工事施工者

氏名

(法人にあつては、その事務所の所在地・名称・代表者氏名)

建設業の許可 大臣・知事 () 第

号

会社名

住所

電話

記

工事現場	名称				工区棟	工事の種類	新築・増築・改築	
	地名地番	区市			電話			
代表となる設計者		氏名	所属会社		電話			
階数	地下階	地上階	搭屋階	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
高さ	軒高	m	最高	m	確認済証交付機関			
確認・計画通知、年月日及び番号				年	月	日	第	号
計画変更年月日及び番号				年	月	日	第	号 (変更内容は別紙)
				年	月	日	第	号 (変更内容は別紙)
換気設備		1. 機械換気設備 2. 機械換気設備 (居室内の空気を浄化して供給する方式) 3. 中央管理方式の空気調和設備 4. 令20条の8第2項 6. その他 ()						
監理者総合所見						受付欄 ※		

(注意) ※印のある欄は、記入しないでください。

シックハウス対策確認項目報告

検査・確認事項を○で囲むこと。

居室	建築材料	<p>1 各居室等の下地における建築材料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>2 各居室等の接着剤の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>3 各居室等の仕上げにおける建築材料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>4 各居室等の塗料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>5 造り付け家具等の材料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>6 その他 ()</p>
	換気設備	<p>7 各居室等の換気設備において、確認図書の換気計画と同一であることを確認した。(換気ガラリ、アンダーカット等)</p> <p>8 各居室等の換気設備において、確認図書の形状・寸法・規格・機器の性能(換気風量)と同一であることを確認した。</p> <p>9 各居室等の換気設備において、ダクトの配置が確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>10 その他 ()</p>
	その他	<p>11 各居室等の建具及び造り付け家具の種類及び形状が、確認図書と同一であることを確認した。</p>
天井裏等	建築材料	<p>1 天井裏等の仕上げにおける建築材料の種類が、確認図書と同一であることを確認した。(F☆☆☆以上を使用した場合)</p> <p>2 その他 ()</p>
	換気設備	<p>3 天井裏等の換気設備において、確認図書の形状・寸法・規格・機器の性能(換気風量)と同一であることを確認した。</p> <p>4 天井裏等の換気設備において、ダクトの配置が確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>5 その他 ()</p>
	その他	<p>7 天井裏等において気密層又は通気止めによって、居室と区画したことを確認した。</p> <p>8 その他 ()</p>
写真	<p>(別添のとおり)</p> <p>※写真には、撮影箇所、撮影対象材料、撮影目的が分かるように注釈を付けてください。</p>	